



平成27年 8 月 7 日

各 位

会 社 名	株式会社三光マーケティングフーズ
本店所在地	東京都豊島区南池袋三丁目 9 番 5 号 サトミビル
代表者名	代表取締役社長 平林 隆広 (コード番号 2762 東証二部)
問合せ先	執行役員 経営管理本部長 兼経営企画部長 上原 宏樹 TEL 03-5985-5711 (代表)

「内部統制基本方針」改定に関するお知らせ

当社は、平成27年 8 月 7 日開催の取締役会におきまして、平成27年 5 月 1 日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、下記の通り「内部統制基本方針」を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 基本方針

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、次の経営理念を掲げ、企業価値向上のため、経営の迅速な意思決定、法令の遵守と透明性の高い経営ならびに統制機能の充実を図るとともに、公平かつ適時・適切な情報開示と積極的な I R 活動に取り組む。また、信頼性のある財務報告を重視し、信頼性確保のために統制環境の整備、リスク評価、統制活動等を積極的に行う。

【経営理念】

わたしたちは、ともに働く仲間の幸福を最大限に追求し、一人ひとりの経済的利益と精神的成長を達成することで、お客様へ最大の満足を提供し、地域社会へ貢献していくことをミッションとします。

「人」が生きていくために必要不可欠な「食」に携わることへの誇りと感謝の気持ちを持ち、世界に必要とされる食ブランドを創ることに挑戦し続けます。

当社グループは、この経営理念に基づき、従業員、お客様、株主や投資家の皆様、お取引先様、当社を取り巻く地域社会その他ステークホルダーの皆様との信頼を深めるためにも、それらの活動を通してコーポレート・ガバナンス体制を改善強化することが経営の最重要課題と位置づける。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備

- (1) 当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「行動基準」「企業倫理綱領」「コンプライアンス規程」「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進する。
 - ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。
 - ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
 - ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
 - ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」、および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
 - ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価、分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
 - ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害・および風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する
 - ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
 - ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境、および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定する。

- ⑤ I Tの活用を図るとともに、システムリスクの発生等 I Tを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、I T監査をはじめとする適切な管理態勢と I Tコンティンジェンシープランの整備を行う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - ③ 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
 - ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
 - ⑤ 業界や取引先の I Tへの対応状況および社内の I T利用状況を理解し、内部統制における I T全般統制および I T業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。
- (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリックスも参考に「店舗マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
 - ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。
- (6) 財務報告の信頼を確保するための体制
- 財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。
- (7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(13) その他

この基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

以上